

病状説明などの時間帯についてのお願い

患者さん、ご家族の皆さまへ

皆さまも報道などでご存じの通り、勤務医師等の長時間勤務に関して、各医療機関へ労働基準監督署より労働改善の指導が実施されています。

当院におきましても、皆さまに安全・安心して質の高い医療を提供し続けていくためにも、医師を含む病院職員の時間外勤務を軽減する必要があると判断いたしました。改善方法のひとつとして、患者さんの病状説明等は、**原則として下記の時間帯**に限らせていただきます。

病院から申し出る場合を除いて、患者さん・ご家族の皆さま等の都合により、夜間・休日における説明を希望されてもお断りすることがございます。ご理解とご協力をお願いいたします。

病状や治療方針の説明、医療福祉相談等、

原則として、**祝日は除く月～土曜日の勤務時間内(9:00～17:20)**に限らせていただきます。

(※救急や急変などの病状の変化により、緊急に説明が必要な場合などは上記の限りではなく、適宜対応いたします。)



小島病院 病院長